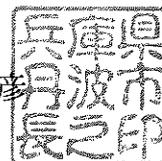


農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 18 日

丹波市長 林 時彦



実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
丹波市	山南町井原	平成 30 年 10 月	令和 3 年 2 月

1. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	33.7 ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	- ha
③地区内における 75 歳以上の農業者の耕作面積の合計	- ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	- ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	- ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	- ha
(備考) 今後、貸付ける農地を担い手に集約するため、農地中間管理機構を活用する方向で取組む	基準日（令和元年 9 月末） 実質化済のため不要

2. 対象地区の課題

6 次産業化も含めた収益性のある農業経営を進め、後継者の育成を図る必要がある
--

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

担い手はいるが集約できていないので、担い手に集積・集約し団地化に取り組んでいく

注：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標となる所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	中心経営体	4 経営体
----	-------	-------

4. 3 の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

既存の若い担い手を育てるとともに、現在共同機械利用中心の営農組織を法人組織化し、地域農業の担い手として育成し、地域農業の受け皿とする
--